

## バス停の環境改善について

受付日:令和7年7月29日 回答日:令和7年7月31日

### 【ご意見の内容】

西町方面から進んでサンテラス入口にバスの停留所があります。この夏の酷暑のなか、バス待ちの障がい者の方1名、お年寄り3名がとても苦しそうに汗を拭きながら立っておられました。このような場所にはぜひベンチが必要だと思いますので設置をご検討ください。

### 【回答】

バス停は本来、バスの到着を一時的に待つための場所であり、長時間の滞在を前提とした施設ではございません。そのため、バス停にベンチ等の備品を常設することについては、安全面や管理上の課題もあり、慎重に検討を行っているところです。

また、「隠岐の島町町道の構造の技術的基準を定める条例」において、歩道の幅は2メートル以上とすることが定められており、ベンチなどの構造物を設置する場合は、さらに1メートルの余裕が必要とされています。

今回ご要望いただいたバス停周辺は、この基準を満たしておらず、現状ではベンチの設置が難しい状況です。なお付近には、隠岐病院やサンテラスなど徒歩圏内の涼をとれる施設や、ベンチのあるスペースもございますので、バスの待合時には、そちらの施設も併せてご利用いただければ幸いです。